



平成 28 年 5 月 1 2 日

各 位

会 社 名 株式会社ダイフク
代 表 者 名 代表取締役社長 北條 正樹
(コード番号 6383)
問 合 せ 先 経 理 本 部 長 齊 藤 司
(TEL. 06-6472-1261)

「ダイフク コーポレートガバナンス・ガイドライン」制定のお知らせ

当社グループは、「ダイフク コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

1. 目的

当社グループは「最適・最良のソリューションを提供し、世界に広がるお客さまと社会の発展に貢献する」「自由闊達な明るい企業風土のもと、健全で成長性豊かなグローバル経営に徹する」という経営理念のもと、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の創出のため、コーポレートガバナンスの充実に努めます。その指標として「ダイフク コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、社是や経営理念の精神に則りながら、コーポレートガバナンスの実効性を継続的に高めていきます。

2. 構成

「ダイフク コーポレートガバナンス・ガイドライン」(別紙)は以下の項目で構成しています。

- 第 1. 総則
- 第 2. 株主との関係
- 第 3. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働
- 第 4. 適切な情報開示・透明性確保
- 第 5. コーポレートガバナンスの体制

以上

(別紙)

ダイフク コーポレートガバナンス・ガイドライン

第1. 総則

1. 目的（コーポレートガバナンス・コード原則3-1（i））

ダイフクグループ（以下、当社グループという）は、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の創出のため、コーポレートガバナンスの充実に努める。その指標として「ダイフク コーポレートガバナンス・ガイドライン」を制定し、社是や経営理念の精神に則りながら、コーポレートガバナンスの実効性を継続的に高めていく。

<社是>

日新（Hini Arata）

今日の「われ」は

昨日の「われ」にあらず

明日の「われ」は

今日の「われ」にとどまるべからず

<経営理念>

- （1） 最適・最良のソリューションを提供し、世界に広がるお客さまと社会の発展に貢献する。
- （2） 自由闊達な明るい企業風土のもと、健全で成長性豊かなグローバル経営に徹する。

2. コーポレートガバナンス・コード（以下、本コードという）を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針（原則3-1（ii））

- ・当社グループは、本コード原則の形式的な文言にかかわらず、本コードの実質的な趣旨を汲み取り、コーポレートガバナンスに取り組む。当社グループは、透明・公正かつ迅速な意思決定を通しての持続的成長と企業価値向上（攻めのガバナンス）の構築を目指すとともに、不正防止のための社内体制（守りのガバナンス）を強化する。
- ・当社グループは、2017年3月期に海外売上高比率70%を目指している。当社グループは、グローバル企業としてさらに発展していくためにも、本コードの精神を生かしていくことが大切だと考える。
- ・コーポレートガバナンスのPDCAサイクル化（計画・実行・検証・改善）を図り、実効性を継続的に高めていく。

3. 本ガイドラインの見直し

当社グループは、上記2. の過程で、本ガイドラインの見直しが必要と判断した場合、取締役会の決議により本ガイドラインを適宜改定するものとする。

4. 本ガイドラインで用いる用語

本ガイドラインは本コードの原則3-1(ii)に端を発したものであるため、本ガイドラインで用いる用語のうち下記に掲げるものは、下記の意味で統一して用いる。

(1) 経営陣および経営陣幹部

- ・経営陣とは、取締役および執行役員のことをいう。
- ・経営陣幹部とは、下記の取締役のことをいう。
 - a. CEO（最高経営責任者、現在は代表取締役社長）
 - b. COO（最高事業責任者、現在は代表取締役副社長）
 - c. CFO（最高財務責任者、現在は代表取締役副社長）
 - d. CRO（最高リスク管理責任者、現在は代表取締役副社長）
 - e. 取締役専務執行役員および取締役常務執行役員

(2) (独立) 社外取締役および(独立) 社外監査役

- ・独立社外取締役とは、社外取締役のうち、当社が定める後掲独立性基準を満たし、かつ東京証券取引所に独立役員として届け出た者を指す。現時点では、社外取締役は2名とも独立社外取締役であるため、単に「社外取締役」と表記する。
- ・独立社外監査役とは、上記社外取締役における同様の独立性基準の充足および独立役員としての届出を経た者のことをいう。以下では、特に独立社外監査役でなければならない場合を除き、「社外監査役」とのみ表記する。

(3) 社外役員

- ・社外役員とは、社外取締役と社外監査役のことをいう。

第2. 株主との関係

1. 株主の権利・平等性の確保（基本原則1）

(1) 株主総会

以下の事項をはじめ、株主がその権利を適切に行使できる環境整備に努める。

- ・株主総会招集通知の早期発送に努め、発送に先立ち、開催日の3週間以上前にウェブサイト（東京証券取引所および当社ホームページ）で招集通知を開示する。（補充原則1-2-1、1-2-2）
- ・議決権電子行使プラットフォームを活用する。（補充原則1-2-4）
- ・招集通知の英語版を作成し、ウェブサイト（東京証券取引所および当社ホームページ）で開示する。（補充原則1-2-4）
- ・取締役会が経営陣幹部・監査役候補の指名を行う際は、株主総会参考書類で各候補者の指名について記載し、当社ホームページで開示する。（原則3-1(v)）
- ・株主総会において可決には至ったものの相当数の反対票が投じられた会社提案議案があっ

た場合、取締役会は理由・原因を分析し、株主との対話等の実施の可否を検討する。（補充原則1-1-1）

（2）資本政策の基本方針（原則1-3）

- ・企業価値増大の指標としてROE（自己資本純利益率）を経営目標の一つに加え、当面は主として純利益の向上により、ROE10%以上の安定維持を目指す。
- ・株主還元策は、連結配当性向30%のほか、成長投資による企業価値向上を柱とする。
- ・支配権の変動や大規模な希釈化をもたらす資本政策（増資・MBO等）については、既存株主を不当に害することのないよう、取締役会・監査役は、その必要性・合理性をしっかりと検討し、適正な手続を確保するとともに株主に十分な説明を行う。（原則1-6）

（3）政策保有株式（原則1-4）

- ・政策保有目的を含む株式保有は、必要最小限度にとどめることを基本方針とする。一方、当社はこれまで製品の納入のみならず、アフターサービスなどを通じお客さまとの強固な信頼関係を構築してきており、そうした取引関係等の事情も考慮しながら政策保有の経済合理性を検証し、取締役会が保有の是非を決定する。
- ・政策保有株式の議決権行使については、保有先企業の中長期的な企業価値向上という点を重視しながら個別にCFOが判断する。特に、当該企業における企業不祥事や反社会的行為の有無に着目し、仮にこれらの事情が存在する場合には当該企業の改善姿勢を確認する。

（4）買収防衛策（原則1-5）

当社は、2018年3月期の定時株主総会終結の時までの期間をもって、買収防衛策を導入している。上記期間の満了前であっても、必要に応じて、取締役会でその必要性・合理性について議論を行い、適正な手続により本買収防衛策の継続・変更の可否を検討する。

（5）関連当事者との取引（原則1-7）

取締役と当社グループとの利益相反取引について、当該取締役は取締役会へ事前に承認を求め、事後においても取締役会へ報告する。また、取締役およびその近親者と当社グループとの取引の有無に関する調査を例年4月に行い、その結果を取締役に報告する。さらに、主要株主と取引を行う場合には、重要な取引について取締役会に報告し、審議を経る。

2. 株主との対話（基本原則5）

当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会以外の場においても、株主との建設的な対話を促進する。以下、本コード原則5-1の各項目に沿って当社の具体的な対応を記す。

a. 株主との対話体制

株主との対話の統括責任者は、CFO とする。

b. 対話を補助する社内体制

対話を補助し、IR（インバスター・リレーションズ）およびSR（シェアホルダー・リレーションズ）の実務全般を担当する部署はIR室とし、経営企画・財務・経理・法務等を担当する部門と適宜連携する。

c. 個別面談以外の対話の手段

- ・適時開示などの法定の情報提供：適時開示は、CFO を委員長とする開示委員会を中心に、遺漏なきを期す。
- ・ホームページ、アニュアルレポートなどを通じた任意の情報提供：ホームページは動的要素を取り入れ、理解しやすくする。アニュアルレポートには、社外取締役の所感を掲載する。
- ・国内外機関投資家・株主へのIR活動：年4回の四半期決算発表ごとに、決算説明会を開催する。また、経営陣幹部が海外IRを含む各種ミーティングを通して直接、株主・投資家の声を聞く機会をできるだけ多く設ける。
- ・国内個人投資家・株主へのIR活動：個人株主を対象とした当社総合展示場（滋賀事業所内）の見学会を開催し、経営陣幹部が事業概況等を説明する。また、個人投資家を対象としたIRフェア出展、証券会社支店での説明会も実施する。
- ・株主総会：CEOを中心に経営陣が質問に対し極力丁寧な説明に努める。
- ・会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的とした経営陣幹部との面談：面談目的や重要性、面談を希望される方の属性等を考慮のうえ、柔軟に対応する。
- ・当社コーポレートガバナンス、IR活動に関するヒアリング：投資家へのヒアリング調査（パーセプション・スタディ）を行う。
- ・国内外の株主判明調査：上記施策のベースとして、国内・海外ともに専門機関に株主判明調査を委託して、効率的で有意義な対話に努める。

d. フィードバック方策

上記諸活動に関する報告は、CFOが適宜取締役会で行い、取締役会の他律的な気づきの場として活用する。

第3. 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

1. 中長期的な経営理念の策定（原則2-1）

- ・その時々々の社会・経済情勢や事業環境を考慮しながら、3～4年の中期経営計画を策定する。現中期経営計画では、「世界に広がるお客さまと社会の発展に貢献」「自由闊達な明るい企業風土」

を経営理念としており、マテリアルハンドリングの総合メーカーとして培った実績と経験を活かし、お客さまに最適なソリューションを提供する「バリューイノベーション企業」への進化を目指している。

- ・これらの経営理念や中期経営計画は、もとより当社単独で実現できるものではない。当社グループは、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会などステークホルダーとの適切な協働を一層推進することで、経営理念や中期経営計画の達成を図っていく。

2. 行動準則の策定・実践（原則2-2）

企業行動規範をベースに、ステークホルダーの権利・立場・健全な企業倫理を尊重する企業姿勢の浸透に努める。この規範は、当社グループのすべての役員および従業員が、マテリアルハンドリングシステム業界のリーディングカンパニーとしての使命と役割を自覚し、広く社会に貢献するために遵守すべき基本的事項を定めている。携行しやすい手帳サイズの小冊子にして実践を促している。

3. 社会・環境問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題（原則2-3）

- ・当社グループは、CSR マネジメントの中長期的指針「ダイフクのCSR」と具体的施策「CSRアクションプラン」を自主的に策定している。
- ・他律的な取り組みとしては、持続可能な成長を実現するための世界的な枠組み作りである「国連グローバル・コンパクト」（UNGC）に署名している。また、CSR 活動の国際的なガイドライン「GRI（Global Reporting Initiative）G4」に則った開示をウェブサイト上で進展させていく。
- ・CSR 活動では特に、安全文化の確立に注力する。製品面はもちろん、製造・工事現場における労働環境整備や安全意識醸成を最優先で進める。
- ・環境に配慮した製品やアフターサービスを拡充する。

4. 多様性の確保（原則2-4）

仕事と育児の両立支援など、女性の活躍推進の施策を拡充する。また、海外現地法人スタッフの育成、国内での研修強化により、国籍を問わない人材登用に努める。

第4. 適切な情報開示・透明性確保（基本原則3）

当社グループは、法令に基づく開示を適切に行うことはもちろん、法令に基づく開示以外の情報提供にも積極的に取り組み、公正かつ透明性の高い経営の実現を目指す。

- ・開示委員会は、決算情報・決定事実・発生事実の3つに応じて適時開示を行う。災害などの発生時には、リスクマネジメント関連部門と連携する。（別添1）
- ・適切な情報開示・透明性確保のため、ディスクロージャー・ポリシー（別添2）を定める。

第5. コーポレートガバナンスの体制

1. 機関設計の概要

- ・当社は、機関設計として「監査役会設置会社」を選択する。
- ・取締役会の機能を補完するために、経営陣候補者の指名・選任や報酬などに関して審議する「諮問委員会」を設置する。
- ・業務執行上の意思決定の迅速性と取締役会の監督機能を強化するため、「執行役員制度」を採用する。また、執行役員制度の採用に伴い「役員会」を開催することとし、取締役全員、執行役員全員、および常勤監査役出席のもとに、業務執行の内容につき審議する。
- ・経営の重要テーマについて協議するべく、「経営会議」を開催する。経営会議は、取締役および常勤監査役が出席し、必要に応じ外部専門家にも意見を求めながら議案の検討を行う。
- ・社外役員の一層有効な活用を図るために、社外役員、代表取締役、および常勤監査役との会合を定期的実施する。

2. 取締役会

(1) 役割・責務（原則4-1、4-11）

- ・取締役会は、当社の経営理念等を確立し戦略的な方向付けを行うことを主要な役割・責務とし、具体的な経営方針、経営計画等につき建設的な議論を行う。
- ・取締役会は、経営方針・経営計画やコーポレートガバナンス体制の決定等、取締役会規定に定めている重要事項以外は経営陣へ委任する。
- ・取締役会は、経営環境や当社グループにおける経営方針・経営計画等の変遷に配慮しながら、取締役会全体の多様性および規模につき継続的に検討していく。

(2) 経営陣の報酬（原則3-1（iii）、補充原則4-2-1）

- ・経営陣の報酬は会社業績との連動性を確保し、職責と成果を反映させた体系とする。
- ・中長期に亘る企業価値向上に向けたインセンティブ付けの観点から、中長期業績連動報酬としての株式給付信託制度を、2016年6月に開催予定の定時株主総会における承認を条件に導入する。また、株式給付信託制度の導入に際しては、中長期業績連動報酬の割合を相当程度確保しインセンティブの実効性を高める。

(3) 構成等

a. 独立社外取締役（原則4-7、4-9）

法務・財務会計などの専門的かつ高度な知見を有する人材、企業経営に豊富な経験を有する人材を招聘し、以下の事項を中心につき職責を果たす。なお、独立性判断基準の内容は別添3に定める通りとする。

- ・コーポレートガバナンス全般の強化

- ・経営方針や経営改善に関する、当社グループの持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図る観点からの助言
- ・少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に適切に反映させる取組み

b. 諮問委員会（補充原則４－１０－１）

- ・経営陣の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、任意の諮問委員会を設置する。本委員会は代表取締役および社外取締役で構成され、年３回以上開催する。
- ・委員会の独立性・客観性を担保するべく、本委員会の議長は社外取締役が務める。

c. 取締役会全体の実効性評価（補充原則４－１１－３）

- ・全ての取締役・監査役を対象に、取締役会の実効性に関するアンケートを行う。
- ・アンケート結果は社外取締役が評価し、取締役会で報告する。取締役会では、報告を受けて課題の抽出・解決のための意見交換等を行い、その結果の概要を開示する。

（４）内部統制（補充原則４－３－２）

専任スタッフからなる内部監査室は、業務執行ラインから独立して関係法令・社内諸規定の遵守、リスク管理の実施、業務運営の効率性確保、財務報告の信頼性確保等の多角的な観点から内部統制システムの整備・運用状況を検証・評価し、改善を促していく。

（５）会議運営（補充原則４－１２－１）

- ・審議の更なる活性化の観点から、取締役会の資料が会日に十分先立った時期に各取締役・監査役（特に社外役員）に配布されるよう、実効的な体制整備を行う。
- ・期初に年間の開催スケジュールを決定する。また、審議項目数等についても、取締役会への付議基準の明確化と併せ検討していく。

３．監査役会の役割・責務

- ・監査役および監査役会は、株主に対する受託者責任を認識し、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、取締役の職務の執行の監査、会計監査人の選解任ならびに不再任に関する株主総会に提出する議案の決定などについて、「監査役会規定」「監査役監査基準」「内部統制システムに係る監査の実施基準」を定め、その職責を果たす。
- ・監査役および監査役会は、社外取締役、内部監査室および会計監査人との連携を強め、実効性ある監査・監督の実現に努める。

４．取締役・監査役

（１）指名（補充原則３－１（iv））

a. 取締役

株主から経営を付託される者として、人格・見識を考慮し、その職責と責任を全うできる適任者を諮問委員会からの答申に基づき、取締役会が取締役候補者として指名する。

b. 監査役

監査役候補者についても、上記の取締役候補者に準じ、監査役会の同意を得た上で指名する。また、監査役には財務・会計に関する適切な知見を有している者を1名以上選任する。

(2) 兼任状況（補充原則4-11-2）

取締役・監査役が他の上場企業等の役員を兼任する場合、その重要なものについては株主総会参考書類およびコーポレートガバナンス報告書に記載する。

(3) 支援体制（補充原則4-13-1）

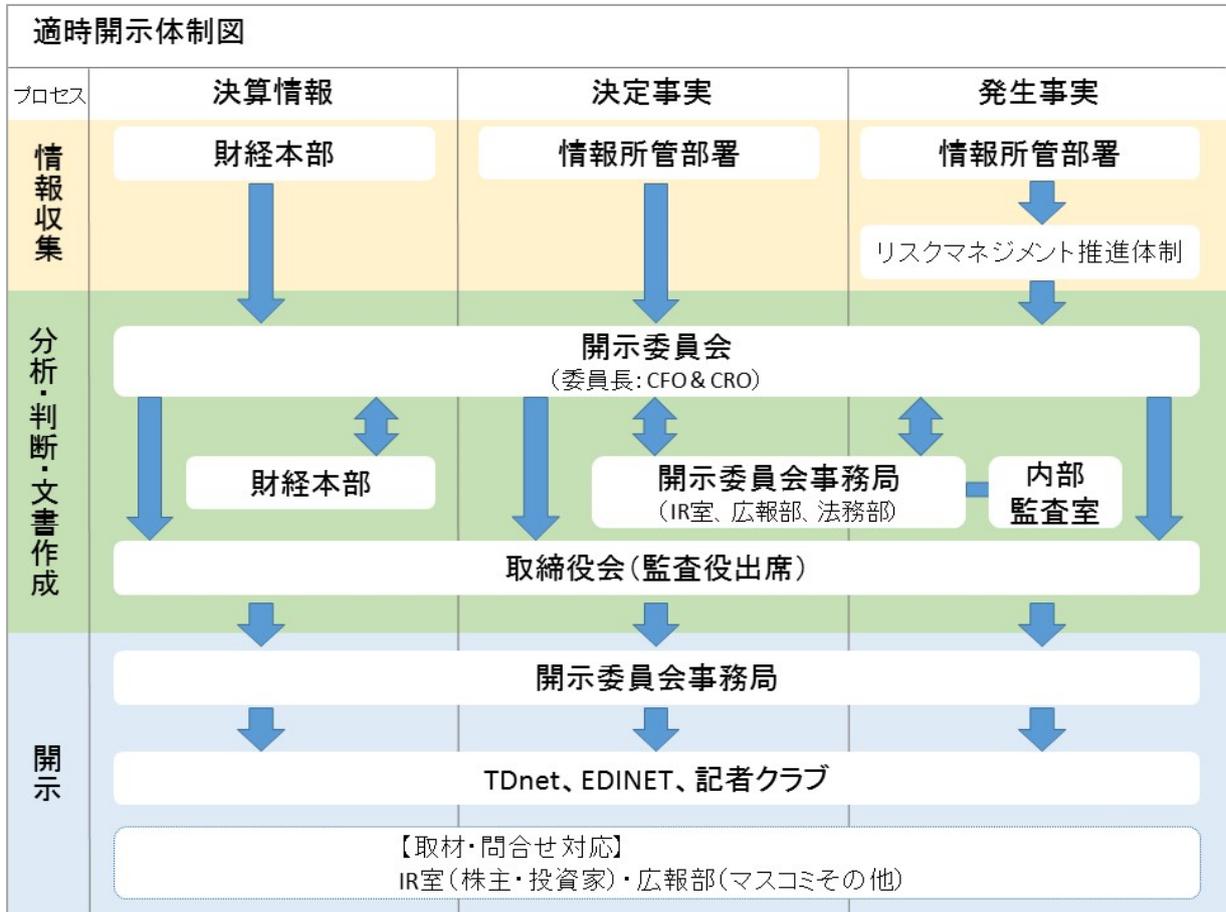
取締役・監査役の職務の支援については、必要に応じて経営企画本部、CSR本部、経財本部、安全衛生管理本部および内部監査室が適宜対応する。

(4) トレーニング方針（補充原則4-14-2）

取締役・監査役のトレーニングとして下記諸活動を行っており、今後もこれらを継続・強化していく。

- a. 取締役会などの日程に合わせた下記レクチャーの実施
 - ・ 社外弁護士によるコンプライアンス講義
 - ・ 社外役員による、専門的見地を生かした財務・法務などに関するレクチャー
- b. 社外役員向けの当社事業の説明や主要施設の見学会
- c. 海外現地法人の社長が一堂に会する会議等、重要な社内会議への出席
- d. 新任役員に対する財務・法務などの知識習得のための研修の実施
- e. 役割・職務を果たすことに資する書籍等の配本
- f. 社外の研修会・セミナー等への参加

【別添 1】



【別添2】ディスクロージャー・ポリシー

1. 基本方針

当社グループは、企業行動規範において定めている基本方針「企業情報の開示については、関係法令を遵守し、適確、迅速、積極的かつ公正に行います。」に則り、適時適切な情報開示を行う。このための社内機関として開示委員会を設け、開示に関わる情報を一元管理する。

関係法令や証券取引所の適時開示規則に該当しない場合でも、当社を理解していただくために有用であると判断した情報は、積極的に開示する。

2. 情報の開示方法

適時開示規則に該当する情報は、東京証券取引所の提供する適時開示情報伝達システム（TDnet）を通じて開示する。原則として、東京・大阪の証券記者クラブへの資料投函を行う。開示した情報は、当社ウェブサイトにおいても速やかに掲載する。

また、適時開示規則に該当しないが当社を理解していただくために有用と判断した情報についても、当社ウェブサイト上に掲載する。

3. インサイダー取引の未然防止

当社グループは、企業行動規範において「インサイダー情報の取り扱いには十分に注意し、関係法令を遵守します。」と定めている。また、インサイダー取引防止規定も定めており、適切な運用を徹底するため、役員および従業員の教育にも注力する。

4. 沈黙期間

当社グループは、決算情報の漏洩を防止し、公平性を確保するため、各四半期の決算期日の翌日から各決算発表日までを沈黙期間とし、決算に関する質問への回答やコメントを控える。沈黙期間中に業績予想値が大きく乖離することが判明した場合は、適時開示規則に従って情報を開示する。

【別添3】 社外取締役および社外監査役の独立性判断基準

当社は下記第1条から第5条のいずれにも該当しないことを社外取締役および社外監査役の独立性判断基準とする。

第1条

最近3年間において、以下のいずれかに該当する者

- (1) 当社の主要な取引先となる企業等、または当社を主要な取引先とする企業等（※1）の役員および従業員
- (2) 当社もしくはその子会社と顧問契約を結ぶ法律事務所の弁護士であって、当社の法律事務を実際に担当していた者、または当社もしくは子会社の会計監査人もしくは会計参与であった公認会計士（もしくは税理士）もしくは監査法人（もしくは税理士法人）の社員、パートナーもしくは従業員であって、当社の監査業務を実際に担当していた者
- (3) 上記第(2)項に該当しない弁護士、公認会計士、または税理士であって、当社から役員報酬以外に多額（※2）の金銭その他の財産を直接に受け取り、専門的サービス等を提供する者
- (4) 当社の主要株主（※3）である企業等の役員および従業員

第2条

当社の子会社において現に業務を執行する役員および従業員である者、またはその就任前10年間において同様である者

第3条

当社から一定額（※4）を超える寄付または助成を受けている組織（公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等）の業務執行に当たる理事その他の業務執行者

第4条

上記第1条から第3条のいずれかに該当する者の配偶者または二親等内の親族もしくは同居の親族に当たる者

第5条

上記第1条から第4条で定めるところに該当しない者であっても、当社との関係で実質的な利益相反のおそれがあると認められる者

(注)

- ※1：当社が直近事業年度における当社の年間連結総売上高の2%以上の支払いを受けた取引先、または取引先のうち直近事業年度における当該取引先の年間連結総売上高の2%以上の支払いを当社より受けているもののこと
- ※2：過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上のこと
- ※3：議決権所有割合10%以上の株主のこと
- ※4：過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上または当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額のこと